

千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第51条ただし書の規定による許可に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、建築基準法施行令（以下「政令」という。）第130条の2の2に規定する処理施設に適用する。

第3 用語の定義

この基準における用語の意義は、法及び政令の例による。

第4 立地基準

次に掲げる規定に適合すること。

1 敷地の位置

- 一 工業系用途地域（工業専用地域、工業地域及び準工業地域をいう。以下同じ。）又は用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を含む。）内であること。
- 二 工業系用途地域を除く用途地域が指定されている区域、市街地又は将来市街地になることが予想される区域に近接しないこと。
- 三 都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。
- 四 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物¹の敷地境界から概ね100メートル以上離れていること。
- 五 県及び市町村の都市計画構想と齟齬をきたしていないこと。
- 六 自然公園、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地域、歴史的風土特別保存地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要のある区域及び良好な住宅環境を保全すべき区域が含まれていないこと。
- 七 災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等災害防止のために保全を図る必要のある区域が含まれていないこと。

八 その他知事が不相当と認める位置でないこと。

2 搬出入計画

- 一 主要な搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。
- 二 主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。
- 三 主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を經由しないこと。
- 四 施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと。
- 五 敷地の車両出入口は原則として1箇所とし、敷地周辺の交通に影響を及ぼさないよう適切な位置に設置されること。

附則

- 1 この基準は、平成23年4月4日から施行する。

*1 「その他のこれらに類する建築物」とは、都市計画法第11条第1項第5号及び第6号に規定される都市施設で、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等、公益性、広域性、恒久性及び環境保全の必要性が特に高いと認められる建築物が該当する。